

定款施行細則

公益社団法人日本照明家協会

2020.3.25

定款施行細則目次

第1章 総則

第1条 総則

第2章 本部事務局

第2条 本部事務局の設置

第3条 本部事務局の職員

第4条 本部事務局の職務

第3章 入会、退会及び会費の納入

第5条 入会手続

第6条 入会基準

第7条 会費

第8条 退会

第4章 会員の権利と義務

第9条 正会員の権利

第10条 会員の特典

第11条 変更届の提出

第12条 会員資格喪失に伴う権利及び義務

第5章 支部

第13条 支部の設置

第14条 支部の権能

第15条 支部役員

第16条 支部役員を選任

第17条 支部役員職務

第18条 支部役員任期

第19条 支部大会

第20条 支部運営費及び事業費

第21条 支部の事業及び会計報告

第22条 支部規約

第6章 専門部会

第23条 専門部会の設置

第24条 専門部会の権能

第25条 専門部会役員

第26条 専門部会役員選任

第27条 専門部会役員職務

第28条 専門部会大会

第29条 専門部会の運営費及び事業費

第30条 専門部会の事業及び会計報告

第31条 専門部会規約

第7章 役員候補者の選出

第32条 理事候補者の選出

第33条 理事候補者の支部・専門部会割当数

第34条 理事候補者の推薦

第35条 監事候補者の選出

第36条 理事候補者・監事候補者の推薦期限

第37条 理事会推薦役員候補選考委員会

第8章 会議

第38条 執行理事会

第39条 本部運営会議

第40条 全国事務局会議

第9章 委員会

第41条 委員会の設置及び改廃

第42条 委員会委員選任・解任及び任期

第43条 委員会役員職務

第44条 委員会の開催

第45条 委員会の業務

第46条 委員会の規約及び規定

第10章 外部関連団体

第47条 外部関連団体委員会への出向参加委員

第11章 顧問、会友

第48条 顧問、会友

附則

公益社団法人 日本照明家協会
定款施行細則

第1章 総 則

(総 則)

第 1 条 本会は、定款第 49 条に基づき、定款施行についての細則を定める。

第2章 本部事務局

(本部事務局の設置)

第 2 条 定款第 47 条第 1 項及び第 5 項に基づき、本会の運用機関として本部事務局を主たる事務所に置く。

(本部事務局の職員)

第 3 条 定款第 47 条第 2 項及び第 5 項に基づき、本部事務局には次の職員を置く。

事務局長	1 名
事務局次長	2 名以内
事務職員	若干名

(本部事務局の職務)

第 4 条 本部事務局は、定款第 47 条第 5 項に基づき、次の事務を処理する。

- (1) 本会事業遂行のため必要な事務
- (2) 本会の経理事務
- (3) 本会の財産管理
- (4) 定款第 39 条の規定による書類及び帳簿の管理

第3章 入会、退会及び会費の納入

(入会手続)

第 5 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を居住する地域の支部を経て会長に提出するものとする。

2. 正会員が名誉会員となった場合は、引き続き正会員としての資格を有する。ただし会費を納めることを要しない。

(入会基準)

第 6 条 本会の入会に関する理事会の承認基準は、次の通りとする。

- (1) 定款第 4 条及び第 5 条の趣旨に賛同していること。
- (2) 定款第 6 条に定める要件を満たしていること。

(会 費)

第 7 条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員年額 15,000 円

ただし、当該事業年度末日(3月31日)付けで29歳までの正会員の会費は8,000円とする。

- (2) 賛助会員（団体）年額1口 10,000円（5口以上）
- 2. 会費の納入は、原則として1年前納とする。

（退 会）

第 8 条 退会しようとする者は、所定の退会届を所属する支部を経て会長に提出するものとする。

第4章 会員の権利と義務

（正会員の権利）

第 9 条 正会員は、以下の権利を有する。

- (1) 役員選挙における選挙権及び被選挙権
- (2) 総会に参加する権利
- (3) 総会における議決権

（会員の特典）

第10条 正会員は、以下の特典を受けることができる。

- (1) 協会誌の無料配布
 - (2) 照明家手帳の無料配布
 - (3) 就業事故見舞金の適用を受ける
 - (4) 舞台、テレビ照明に関する情報提供を受ける
 - (5) 協会の出版物の割引購入
 - (6) 協会の主催する研修会、セミナーへの無償もしくは割引料金参加
2. 正会員を除く他の会員は、前項3号を除く特典を受けることができる。
3. 原則として会費を、当該年度を越えて3ヶ月以上納入しない場合は、第1項の特典を停止される。

（変更届の提出）

第11条 正会員は、次の変更があったときは、直ちに所定の変更届けを提出しなければならない。

- (1) 姓名
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号等
 - (4) 所属
2. 変更があった時から3ヶ月以上変更の届けがない場合は、前条第1項の会員の特典を停止されることがある。
3. その他の会員についても本条を準用する。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が定款第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第5章 支部

(支部の設置)

第13条 定款第3条に基づき北海道、東北、東京、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄に支部を置く。

2. 支部の地域区分は総会で定める。
3. 会員は、原則として居住する地域を管轄する支部に所属する。

(支部の権能)

第14条 支部は、支部所属の地域内における本会の目的とする事業の推進・執行を担当する。

2. 支部は、支部に関する会務の運営を行う。
3. 支部の運営に関する重要事項の決定については、理事会の承認を要する。

(支部役員)

第15条 支部には、次の支部役員を置く。

支部長	1名
副支部長	3名以内
支部事務局長	1名
支部事務局次長	2名以内
運営委員	若干名
監査役	2名以上

(支部役員を選任)

第16条 支部長、副支部長、支部事務局長、支部事務局次長、運営委員、監査役は、支部所属正会員の中から支部大会で選任する。

(支部役員の職務)

第17条 支部長は、当該支部を統括し、支部活動の促進を図り、当該支部を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 支部事務局長は、当該支部の事務処理を担当する。
4. 支部事務局次長は、支部事務局長を補佐し、支部事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
5. 監査役は、支部の業務及び会計に関し、これを監査する。
6. 支部役員は、運営委員会を組織して支部に関する事項を審議執行し、理事候補者を支部大会に推薦する。

(支部役員の任期)

第18条 支部役員の任期は、定款の定める理事の任期に準ずる。

(支部大会)

第19条 支部大会は、毎年1回以上支部長が招集する。

2. 支部大会は、次の事項を議決する。
 - (1) 支部事業報告及び会計報告
 - (2) 支部役員を選任
 - (3) 総会に推薦する理事候補者の決定

(支部運営費及び事業費)

第20条 支部運営費は、支部所属会員数を考慮して配分する。

2. 支部事業費は、支部事業計画を理事会で検討の上決定する。

(支部の事業及び会計報告)

第21条 支部の事業報告は、理事会毎に報告する。

2. 支部会計は、年度毎に本部事務局に報告する。

(支部規約)

第22条 支部は、理事会の承認を得て支部規約を作ることができる。

第6章 専門部会

(専門部会の設置)

第23条 定款第45条に基づき、設置する専門部会は次のとおりである。

テレビ部会

(専門部会の権能)

第24条 専門部会は、専門分野における全国的な事業の推進・執行を行う。

(専門部会役員)

第25条 専門部会には、次の部会役員を置く。

部会長	1名
副部会長	3名以内
部会事務局長	1名
部会事務局次長	2名以内
運営委員	若干名
監査役	2名以上

2. 専門部会役員の任期は、定款の定める理事の任期に準ずる。

(専門部会役員の選任)

第26条 部会長、副部会長、部会事務局長、部会事務局次長、運営委員、監査役は、所属正会員の中から部会大会で選任する。

(専門部会役員の職務)

第27条 部会長は、当該部会を統括し、部会活動の促進を図り、当該部会を代表する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代理する。

3. 部会事務局長は、当該部会の事務処理を担当する。

4. 部会事務局次長は、部会事務局長を補佐し、部会事務局長に事故ある時はその職務を代理する。

5. 監査役は、部会の業務及び会計に関し、これを監査する。

6. 部会役員は、運営委員会を組織して部会の運営に関する事項を審議・執行し、理事候補者を部会大会に推薦する。

7. 部会の事業の執行あるいは運営活動に関する重要事項の決定については、理事会の承認を要する。

(専門部会大会)

第28条 部会大会は、毎年1回以上部会長が招集する。

2. 部会大会は、次の事項を議決する。

(1) 部会事業報告及び会計報告

(2) 部会役員を選任

(3) 総会に推薦する理事候補者の決定

(専門部会の運営費及び事業費)

第29条 専門部会の運営費及び事業費は、事業計画を理事会で検討の上決定する。

(専門部会の事業及び会計報告)

第30条 専門部会の事業報告は、理事会毎に報告する。

2. 部会会計は、年度毎に本部事務局に報告する。

(専門部会規約)

第31条 専門部会は、理事会の承認を得て部会規約を作ることができる。

第7章 役員候補者の選出

(理事候補者の選出)

第32条 理事候補者は、理事会、各支部及び専門部会により総会に推薦される。

2. 前項にかかわらず、正会員は自ら理事候補者となることができる。

(理事候補者の支部・専門部会割当数)

第33条 理事候補者の各支部及び専門部会への割当は、1名とする。

(理事候補者の推薦)

第34条 各支部・専門部会は、割当られた理事候補者を当該支部・専門部会の正会員の中から選出し、総会に推薦する。

2. 理事会は、理事定数から前項に該当する理事候補者の数を差引いた残りの数の理事候補者を選出し、総会に推薦する。

(監事候補者の選出)

第35条 理事会は、監事候補者を総会に推薦することができる。

(理事候補者・監事候補者の推薦期限)

第36条 第32条、第33条、第34条及び第35条に基づく理事候補者及び監事候補者の推薦の決定は、総会開催日の30日前までに行うものとする。

2. 前項にかかわらず第32条第2項の立候補については、役員改選年度の前年度末日までとする。

(理事会推薦役員候補選考委員会)

第37条 第34条第2項の理事候補者及び第35条の監事候補者を推薦するために理事会推薦役員候補選考委員会を設ける。

2. 理事会推薦役員候補選考委員会に関する規程は、別に定める。

第8章 会議

(執行理事会)

第38条 業務執行理事が協議等を行う場として執行理事会を設ける。

2. 執行理事会は、会長及び業務執行理事で構成し、会長が主宰する。
3. 執行理事会は、本会の業務の遂行その他運営に関する経常的な業務に関する事項を協議し決定する。ただし、総会及び理事会の決議事項を決定することはできない。
4. 監事は、執行理事会に出席することができる。

(本部運営会議)

第39条 委員会運営の円滑化を図るため本部運営会議を設ける。

2. 本部運営会議は、会長及び業務執行理事、各委員会の代表で構成し、会長が主宰する。
3. 本部運営会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が指名する業務執行理事が議事を進行する。
4. 監事は、本部運営会議に出席することができる。
5. 本部運営会議には、名誉会長及び名誉顧問の出席を求めることができる。
6. 本部運営会議は、委員会運営の重要事項を審議し、各委員会間の調整・連携を図り、委員会活動を統括する。

(全国事務局会議)

第40条 専務理事及び本部事務局長は、事務処理の円滑化を図るため必要に応じ、全国事務局会議を招集することができる。

2. 全国事務局会議は、専務理事、本部事務局長、本部事務局次長、支部事務局長、専門部会事務局長で構成する。
3. 全国事務局会議には支部長、部会長、本部役員等の出席を求めることができる。
4. 全国事務局会議の議長は、本部事務局長とする。

第9章 委員会

(委員会の設置及び改廃)

第41条 定款第46条に基づき、定款第5条の事業を達成するための機関として委員会を設ける。

2. 委員会の設置・改廃は、理事会の承認を要する。

(委員会委員の選任・解任及び任期)

第42条 委員長は、原則として理事の中から執行理事会の承認を得て会長が選任及び解任する。

2. 委員は、会員及び学識経験者の中から執行理事会の承認を得て委員長が選任及び解任する。
3. 副委員長は、委員の互選により、選任及び解任するものとし、委員長はその結果を執行理事会に報告する。
4. 委員の任期は、定款の定める理事の任期に準ずる。

(委員会役員職務)

第43条 委員長は、当該委員会を統括し、委員会活動の促進を図り、当該委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

第44条 委員会の開催は、必要に応じて当該委員会の委員長が招集する。

(委員会の業務)

第45条 委員会の業務は、本部運営会議の承認を得て実施し、業務終了後、速やかに報告する。

(委員会の規約及び規定)

第46条 委員会は、理事会の承認を得て委員会規約及び必要な規定を作ることができる。

第10章 外部関連団体

(外部関連団体委員会への出向参加委員)

第47条 外部関連団体委員会への出向参加委員の選任は、執行理事会で推薦することとする。

第11章 顧問、会友

(顧問、会友)

第48条 会長は、理事会の承認を経て顧問、会友を置くことができる。

2. 顧問、会友の資格については、理事会で定める。

附 則

この定款施行細則は、平成22年12月27日より施行する。

改 定 平成24年11月20日

改 定 平成25年11月15日

改 定 平成26年3月10日

改 定 平成26年9月17日

改 定 平成27年9月16日

改 定 平成29年3月21日

附 則

本規程の一部改定は、平成30年9月11日から施行する。(平成30年9月11日理事会決議)

附 則

本規程の一部改訂は、2020年3月25日から施行する。(2020年3月25日理事会決議)